

公認・後援規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）が気球大会、催事、事業等

において、公認、後援名義の使用を認める場合の基準を定め、気球の普及・振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 ここに定めるこの法人の公認、後援は名義上のものであり、大会の安全上の責任、財政的な責任、

実施運営上の責任などには関与しないものとする。

2 公認、後援の定義を次のように定める。

- ①日本選手権。
- ②熱気球日本ランキング（以下「NRS」という）タスクを行う競技会。
- ③競技の実施の有無を問わず、複数の気球が集まる大会。
- ④気球の操縦並びに機体に関する技術講習会、または気球の啓蒙を目的とする講習会等。
- ⑤この法人の理念に則した事業等。

(2) 後援

- ①この法人の事業目的に益する催事等。

(申請)

第3条 公認、後援の申請について次のように定める。

(1) 公認、後援申請は、開催予定日から30日以前、NRS実施大会においては90日以前に、関係書類

を添えて提出しなければならない。

(2) 必要書類は次のとおりとする。ただし、日本選手権については、スポーツ委員会により別途定め

る。

- ①公認大会：公認大会申請書、大会概要書、競技規定またはそれに準ずる規定、安全規定。
- ②公認事業等：別途定める。
- ③後援催事等：後援申請書、実施概要書。

(3) この法人の管理するオブザーバーメールアドレスの使用を希望する場合は、別途、誓約書を提出

しなければならない。

(4) 公認大会申請受付はスポーツ委員会に代わって、また、公認事業及び後援申請受付は企画広報局

に代わってこの法人の事務局がこれを行い、申請書類提出先は事務局とする。公認講習会等について

は、担当各委員会にて行うこととする。

(通知)

第4条 申請が認められた主催者に対して、この法人は公認または後援確認書の書面をもって通知する。

2 公認を受けた主催者は次のことを行うことができる。

- (1) 「一般社団法人日本気球連盟」の公認名義の使用。
- (2) この法人の管理する郵送ラベルの使用。
- (3) この法人の管理する競技用機材または機器の使用。
- (4) この法人の管理するオブザーバーメールアドレスの使用。

3 後援を受けた主催者は次のことを行うことができる。

- (1) 「一般社団法人日本気球連盟」の後援名義の使用。

(取消及び変更)

第5条 申請を取り消す場合、または申請内容を変更する場合には、速やかに届け出ること。

2 申請内容と、実施される大会、催事および事業等の内容が著しく異なる場合、この法人は公認、後援

を取り消すことができる。

(報告及び公認料)

第6条 公認、後援を受けた主催者は、終了後 30 日以内に関係書類を添えて、報告書を事務局へ提出し

なければならない。

2 公認を受けた主催者は、終了後 30 日以内に以下に定める公認料を納付しなければならない。

(1) 気球が飛行する大会では、オフィシャル気球を除いた参加エントリー気球（フェスタ等含む）

—

機につき 1,000 円とする。

(2) 事業等においては、この法人が別途定める。

(3) 既納の公認料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 公認を受けた大会は、終了後 30 日以内に、企画広報局編集部に関誌用原稿を写真添付のうえ、提

出しなければならない。

附則

この規定は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。